

【足立区公契約等審議会】会議概要

会 議 名	平成30年度 第2回 【足立区公契約等審議会】	
事 務 局	総務部 契約課	
開 催 年 月 日	平成30年9月26日(水)	
開 催 時 間	午後2時00分 ~ 午後3時40分	
開 催 場 所	足立区役所11階 入札室	
出 席 者	田中 真奈美 副会長	鈴木 欽哉 委員
欠 席 者		
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p>(1) 定例審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第1号 おしべ通り道路改良その4工事(工事課工事第11号) ・ 議案第2号 東綾瀬小学校増築その他空調設備工事 ・ 議案第3号 佐野いこいの森緑地改修実施設計委託 ・ 議案第4号 足立区防災行政無線(固定系)デジタル化施工委託 ・ 議案第5号 「足立区産業展示会」開催に係る総合プロデュース等業務委託 <p>(2) 公契約制度検討審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第6号 平成30年度総合評価方式による入札の開札結果について ・ 議案第7号 平成30年度の予定価格事後公表の試行実施結果について <p>3 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 平成30年度の不調・不落について(6月~8月) (2) 平成30年度指名停止措置状況について(6月~8月) (3) 平成30年度嚴重注意案件について(6月~8月) (4) 平成30年度低入札価格調査案件について(6月~8月) (5) 暴力団等反社会的団体排除措置について 	
資 料	定例審議資料、公契約制度検討審議資料、報告事項資料	

（審議経過）

事務局より萩原会長の急逝について哀悼の意が述べられ、出席者一同により黙祷が捧げられた。

1 開会

【総務部長挨拶】

- ・職務代理について

○事務局

萩原会長逝去に伴い、足立区公契約等審議会規則第2条第4号により、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を副会長が代理することから、次期会長が選任されるまでの間、田中副会長に職務代理をお願いする。

- ・会議の公開について

○田中副会長

審議会は公開とするが、非公開情報に関する質疑があった場合には一旦中断し、議事を非公開とする。

—全委員了承—

2 議事

（1）定例審議

- ・定例審議抽出説明

○鈴木委員

定例審議抽出方法として、契約金額が最も高いもの及び案件内容を確認したいため選定した。

工事契約3件

議案第1号 おしべ通り道路改良その4工事（工事課工事第11号）

○工事契約係長

契約方式は施工能力審査型総合評価方式による希望型指名競争入札で、予定価格は8,950万円余の一般土木工事案件であ

る。入札参加者は2者で、うち1者は辞退した。落札者は株式会社シミズローディック、落札率99.99%であった。契約変更は2回行った。

○鈴木委員

契約変更日が3月20日なので、契約変更が確定したのが3月20日と思われる。

実際の運用としては、変更しなければならないことが判明し、変更契約に向けた協議を行うと思うが、業者が契約変更の協議中に勝手に工事を進めることのないよう、どのように担保しているのか。

○契約課長

契約変更は一般的に協議を開始しても、最終的に協議が整うのは工期ぎりぎりの変更日になってしまうのが実態である。

この点については、区によってかなり厳格にやっているところもある。契約変更手続きが終るまで、大きな変更部分の工事には着手できないとしているようである。

足立区においては年度内に工事を終らせなければならないなど工期を守ることを優先して、弾力的に調整している。

○検査担当係長（土木）

契約変更の必要性がわかった時点で、施工業者からは図面と相違が出ていると書面で質問があり、区からは質問に回答している。その中で、契約変更についても、最後に一括して変更するのか、その都度変更するのか、場合によって対応が異なる。

今回は、最終的にコンクリートやアスファルトの量などが確定した段階で契約変更することとした。

○鈴木委員

業者が一方的に契約変更を申し出ている

のではなく、通知とかいろいろなやりとりを踏まえているので、区としては対外的に十分説明できるということではないか。

○検査担当係長（土木）

業者からの工事施工条件確認請求書に基づいて、区から工事施工条件確認結果通知書を返送し、両者合意した上で工事を行っている。

○田中副会長

書面上では、契約変更日から3日間で工事が終わっているが。

○総務部長

最終的な変更金額を確定しなければいけないので、工事完了前に金額を確定させている。改良工事なので、設計と現場が違うことは往々にしてある。施工業者と区がきちんと協議し、最終的に協議が整った段階で、両者合意の上、契約変更をしている。

○鈴木委員

逆にいうと契約変更をしないで、例えば、業者が契約上の資材の量を半分でも十分として、手抜き工事をするようなことは、区が完了検査をするので起こり得ないということか。

○総務部長

基本的には、発注者側で積算するだけでなく、当然受注者側も積算している。

納品書等で数量は分かるので、完了検査でききちんと数量をチェックする。

図面等の仕様があるので、決められた材料を決められた数量だけ使わなければならない。

別の意味でいえば、性能が同じであれば企業努力の一環として別の材料を使うこと

はあるかもしれない。

○鈴木委員

品質的には問題ないということか。

○契約課長

そのとおりである。使用する資材を物件指定すると高くつく場合があり得るので、仕様書上は同等品可とし、主管課の了承を得ることを条件に発注している。

議案第2号 東綾瀬小学校増築その他空調設備工事

○工事契約係長

契約方式は希望型指名競争入札、予定価格は9,120万円余の空調工事案件である。入札参加者は3者で、うち1者は入札参加制限のため無効であった。落札者は東京ガスオールワンエナジー株式会社で落札率99.27%であった。契約変更は1回行った。

○鈴木委員

落札した業者と落札できなかった業者の応札金額の差がごくわずかである。本件は先ほどの総合評価方式の案件と異なり、業者の入札参加資格に問題ないということであれば、単純に応札金額が安い業者を落札者に決定するという理解でいいか。

○契約課長

まず、入札参加を希望する業者から申し込みがあった後、契約課で入札参加資格を審査する。今回の入札参加資格は、所在地が区内本店、格付がAまたはBである。これらの条件や過去の施工実績を満たしていれば入札参加を認めている。それ以外は、委員の言われたとおり、単純に有資格者による価格競争になる。

ただし、予定価格を事前公表している案件では落札率が高止まりする傾向がある点については、これまでも指摘されたとおりである。

このことの改善方法としては、現在予定価格6,000万円以上の案件は原則区内本店業者優先としているが、一部、区外業者に門戸を拡げてみることも考えられる。

一方、地域経済の活性化の観点からは、見直しはなかなか難しいところである。

○鈴木委員

予定価格を公表すると、業者は予定価格に近い金額で応札している。そうすると、例えば、業者が高い金額で応札するために、落札金額が高くなるよう談合している危険性についてはどのように考えるか。

○総務部長

なかなか難しい問題である。予定価格を事後公表すれば、価格調整のような談合がないかという点、そういうことでもないと思う。

ただし、予定価格の事前公表と事後公表の開札結果を数字で比較すると、予定価格の事前公表の方が、落札率が高止まりするという傾向は如実に出ています。

明確な答えにはなっていないが、不正行為は厳しく批判される時勢なので、業者間で価格調整について話し合うことはないと考えます。

○鈴木委員

入札参加資格を区内業者に限定するというと、もしかすると心配になるが。

○総務部長

もともと契約に関しては地方自治法上の規程があり、当然のことながら競争入札に

することとなっているが、地方自治法上は区内業者を優先するとの規程はない。

規程はないが、行政としては区内事業者の活性化を目的として、あえて区内本店に限定している。区内事業者なので、顔見知りの間柄かもしれないが、仕事は適正な価格で受注しているものと考えている。

議案第3号 佐野いこいの森緑地改修実施設計委託

○工事契約係長

契約方式は希望型指名競争入札で、予定価格は1,400万円余の土木設計案件である。入札参加者は4者で、うち1者は最低制限価格未満、1者は辞退であった。

落札者は株式会社森緑地設計事務所です。落札率80.09%であった。契約変更は1回行った。

○鈴木委員

佐野いこいの森は、公園と考えていいのか。

○契約課長

もとの姿を自然な形を残している公園である。

○鈴木委員

契約変更理由として、土壌汚染対策とあるが、具体的なイメージがわからない。

○契約課長

土壌汚染対策の根拠法令として、東京都環境確保条例があり、敷地面積が3,000㎡を超える敷地については、これまでの地歴を確認しなければいけないことになっている。

確認が必要になり、地歴調査を行ったものである。以前、化学工場があったとか、

クリーニング屋があったとか、そのような施設でなければ、土壌汚染の心配はない。

また、池などがあり、他から土を持ってきてそれらを埋めたことがなければ、土壌汚染の可能性は極めて低い。ただし、足立区の場合は、かつて水田や池などが多くあったが、その当時は検査済の安全な土を埋めたわけではないので、何を埋めたのか、土壌を検査しないとわからない場合がほとんどである。

○鈴木委員

何が埋められているかわからないのか。

○総務部長

そのとおりである。昔はかなり広大な農業用のため池もあった。

ちなみに、この佐野いこいの森は、ほとんど屋敷林だったところなので、何か埋めたことはないが、他では廃棄物等を埋めたものが多い。

昔、東京都が、他から持ってきたごみを池を埋めたことがあった。

その当時は、地主にとって何も問題ないのでよかったが、30年、40年経ち、土壌汚染の法律が整備されると、いろいろな汚染物質が混入している場合には適切に処理するのに余計なお金がかかってしまう。

これは一例であるが、何で埋めたかわからないところが区内には結構ある。

○田中副会長

地歴については、事前にわからなかったのか。

○契約課長

事前にどこまで確認していたか把握していないので、所管課に確認し、次回の公契約等審議会では報告する。

物品契約2件

議案第4号 足立区防災行政無線（固定系）デジタル化施工委託

○物品契約係長

契約方式は指名競争入札、契約種別は委託、契約金額は4億800万円余である。

委託内容としては区民に対して、災害時の防災関連情報等を周知するため、屋外拡声スピーカー等を用いた防災行政無線（固定系）の既設アナログ設備をデジタル化するために施工するものである。

入札方法は8者を指名し、7者が参加、1者が辞退であった。落札者は沖電気工業株式会社首都圏支社、落札率33.49%であった。

○契約課長

区議会における質疑については平成29年12月の総務委員会議事録の抜粋を参照願いたい。

防災行政無線設備のデジタル更新については、区のホームページに掲載している。2020年度までの4か年でデジタル方式完全移行を目指していること、聞き取りづらい地域の状況を改善するため現在の施設を更新すること、同時に放送設備を増やし音が届く範囲を拡げることである。

デジタル化による周波数有効利用例は総務省の資料を参照願いたい。

○契約課長

委員への事前説明における質問について補足説明する。

まず、落札率が非常に低かったことに関して見積がどうだったかという質問については、総務委員会において災害対策課長が数者から見積を取ったと答弁している。

また、落札者に確認を取ったかという質

問については、落札者に聞き取りを行ったところ、今回の落札によって市場の中でかなり優位性を保つことができるため、頑張ったことを財政課長が答弁している。

中古の機器を入れたのではないかという質問については、最新の機器を入れなければいけないことは業者も認識していると財政課長が答弁している。

デジタル化によって、どれくらい聞き取れるようになるかという質問については、デジタル化は完璧ではないが、かなり聞き取れるように取り組んでいくと災害対策課長が答弁をしている。

アナログからデジタルへの大きな流れについては、一例としてテレビ放送がある。アナログ放送から地上波デジタル放送への移行による空いた帯域で、周波数の有効活用を図ることができる利点がある。

○鈴木委員

外付けのスピーカーから放送をしているのは聞いたことがあるので理解している。このことと並行して、区内を走行する車両が放送をしていることを見掛けるが、これは本件とは別の取り組みか。

○総務部長

区内をスピーカー付の車両で巡回しているのは、防犯上の啓発のためである。

また、これまで行ったことはないが、万一、水害等の危険が発生した場合には、防災無線だけでなく、その地域をピンポイントで車両が巡回することも考えられる。

○契約課長

工事契約では最低制限価格を設定しているので、極端に低い落札率の業者は失格となる。

物品契約は一部の業務委託を除き、最低

制限価格を設定しないので、このように落札率が低い場合がある。

最近では区議会における質問でも、予算執行について厳しい質問が寄せられている。以前であれば、安く落札されて契約差金を減額すると褒められたが、今は契約差金で減額すると、当初の見積がいいかげんであったのではないかと質問され、厳しく追及される。

○田中副会長

予定価格との乖離がこれだけあると、なんでそうなるのか説明を求められるということか。

○総務部長

当初予算と4億円の開きがあるということは、理論上では、当初予算できちんと見積れば、別の事業に使えたことになる。

議案第5号 「足立区産業展示会」開催に係る総合プロデュース等業務委託

○物品契約係長

契約方式は随意契約第2号該当、契約種別は委託、契約金額は2,499万円余、契約の相手方はサクラインターナショナル株式会社である。

委託内容としては、区内中小企業の販路拡大等を目的とした足立区産業展示会開催にあたり、受託者は足立区の産業の特徴を強力に発信する総合プロデュースおよび展示会設計、施工、管理ほか付随する業務一式を行うものである。

契約の相手方の選定理由としては、産業経済部が公募型プロポーザル方式により特定した事業者である。

○契約課長

あだちメッセを実施した結果の評価はど

うだったかとの事前質問の回答としては、産業経済委員会の資料を参照願いたい。

○鈴木委員

契約課が契約する案件については、各所管課が本件のように評価していると考えていいか。

○契約課長

それぞれの案件が細部まで評価しているかということ、全ての案件で評価まではしていないものと思われる。

現在の状況として、金額の高額な案件や関心の高い案件については評価しているものと考えている。

○田中副会長

昨年度も今年度と同じ業者が受注したのか。

○物品契約係長

同じ業者である。

○田中副会長

あだちメッセは今回が2回目か。

○契約課長

平成23年から始まり、今回が7回目である。

○田中副会長

議案第1号から議案5までの契約手続きは適正であったと認め、了承できるか。

—全委員了承—

(2) 公契約制度検討審議

議案第6号 平成30年度総合評価方式による入札の開札結果について

○契約課長

件名は、補助第258号線六町加平橋取付道路整備工事（その1）である。本件は第2回定例会に付議するところ、設計に一部瑕疵があったため取り下げて、再度発注し、第3回定例会に提出したものである。

入札は4者が参加した。施工能力評価点は落札した株式会社東京三田組が21.5点であった。太和工業株式会社はこれより高い22点であったが、予定価格超過で失格となった。予定価格は事後公表なので、このような結果になる場合がある。

区内業者の下請の活用状況の項目は3点満点中、2者が2点であった。こうした項目で加点される業者が、最終的には施工能力評価点の合計点についても高くなるものと思われる。

総合評価方式の課題であるが、本格実施ではなく試行実施であること、対象案件が国庫補助金の対象案件に限定されていること、業種は土木案件がほとんどである。

一昨年前からの課題として、他の業種に拡げられないか庁内でも検討しているが、なかなか工事主管課が乗り気にならないので、対象が拡がらないのが現状である。

○契約課長

補足すると工事成績評価点は満点が13点である。工事成績のいい業者からは総合評価方式をどんどん拡大しても構わないとの意見があるが、一方で、工事成績のよくない業者からすると応札する前から差がついてしまうとなかなか落札できないという意見がある。工事成績のよくない業者が入札参加を辞退することも懸念される。

○鈴木委員

価格点と施工能力評価点の比率はどうなっているのか。

○契約課長

価格点と施工能力評価点の比率は1対1で、点数は両方とも24点満点である。

施工能力評価点の内訳としては24点のうち工事成績は13点である。制度発足当初は、工事成績と価格点のみであったが、だんだん施工能力評価点に技術者の加点項目や、褒賞や災害協定などの加点項目が増えてきた結果、現在では24点になっている。

このように加点項目が増えたが、根底としては、工事成績がいい業者に受注していただきたいというのが、この制度の本来の主旨である。点数の比率と加点項目のバランスを考えながら、今後、どのように見直していくかが課題である。

○鈴木委員

区内業者はどの業者に頼んでも品質的には問題ないと、ある程度入札前にわかっているのであれば、見直しは価格点を中心に考えればいいのではないか。

○契約課長

例えば、格付が同じAランクの業者であっても、実際に工事をすると工事成績に差が出てくる。格付でこのランクであればこの工事はできると見込んで任せるのか、それよりも総合評価方式で、ある程度の点数を取れる業者に任せるのか、入札参加資格をどこまで求めるのか、見直しの判断基準と考える。

○田中副会長

区内業者を下請に使うことで、区内経済が活性化するのは大事なことだと思う。

○鈴木委員

今後も試行実施を継続していくのか。

○契約課長

次の段階としては、業種が土木だけではなく、建築、電気、給排水等に広がっていったときを見計らい、本格実施に移行していくのが適切だと思う。

○田中副会長

現段階では、下請を活用した業者の方が施工能力評価点の合計点が高いので、それがどこまで広がっていくかが課題であるということか。

○田中副会長

区内業者を下請に活用した業者への加点項目については、施工能力評価において一定の効果があるものと考えてよろしいか。

—全委員異議なし—

議案第7号 平成30年度の予定価格事後公表の試行実施結果について

○契約課長

平成30年8月10日現在の実施件数は24件、落札者が決定したのが21件である。1回目の入札で決定したのが18件、再度入札が3件、不落が3件である。

予定価格1億円以上1億8,000万円未満は19件、平均落札率は95.26%、予定価格との差額は1億1,000万円余である。

予定価格1億8,000万円以上の議決案件は5件、平均落札率93.74%、予定価格との差額は9,400万円余である。

○田中副会長

落札率は多少下がったのか。

○契約課長

かなり下がっている。昨年度は学校2校の4業種で8件だけであったが、今年度は予定価格1億円以上で20件以上である。これまでのところ順調に推移している。

○田中副会長

思ったより不落が少なかった。

○契約課長

課題としては、入札した金額が予定価格内に応札した業者数が半分を超えている案件が意外に少ないことである。結果だけ見れば問題ないが、応札状況は綱渡りのである。手放しで喜べる状況にはない。

○田中副会長

これまで高止まり傾向であった落札率に変化が見られたことから、一定の効果があったものと考えてよろしいか。

—全委員異議なし—

3 報告事項

(1) 平成30年度の不調・不落について
(6月～8月)

○契約課長

これまで不調になった件数は22件である。業種別では設計業務が19件と大半を占めている。不調の状況および理由としては、予定価格の超過、応札の辞退である。

○田中副会長

予定価格を超過したため、再度発注している案件も多い。

○契約課長

1回不調になると次に発注する時は、それなりに予定価格を引き上げないと、また同じ結果(不調)になる可能性が高い。

○鈴木委員

予定価格が500万円未満の契約で不調が目立つ。金額が小さい案件はいろいろ手間がかかるとなると契約手続を進める上では、この点を合理化するというようなことを考えられないか。

○契約課長

例えば、工事内容が同様であれば、まとめて発注するということはあり得る。ただし、業種が違うと、一つにまとめることが困難な案件もある。

また、金額の面でも、区内の設計業者は予定価格500万円を超える案件はなかなか受注できず、区外の業者に負けてしまうという現実もある。区内業者に頑張っていたら、予定価格500万円以下の案件は落札できるといいのだが。

今年度の傾向として、詳細な理由は把握していないが、なぜか予定価格500万円未満の案件で不調が続いている。

(2) 平成30年度指名停止措置状況について
(6月～8月)

○契約課長

6月から8月までの指名停止は、工事契約、物品契約とも同じ業者、一者で、株式会社建設技術研究所東京本社である。指名停止理由は、契約履行成績不良等である。六町加平橋取付道路(六町側)地質調査及び比較・詳細設計業務委託において、設計ミスがあったものである。

経緯としては、昨年度末に納品したが、今年度になって街路橋りょう課から構造計算に一部疑義があるという指摘を受けて再点検をしたところ、入力ミスが発覚したので、一旦発注した工事を取り下げた。

このミスにより工事の発注が3か月遅れたため、業者を1か月の指名停止とした。

(質疑なし)

(3) 平成30年度嚴重注意案件について
(6月～8月)

○契約課長

対象案件は本庁舎の建物清掃業務委託、1件である。内容は、土曜日の閉庁期間に委託事業者の清掃員が不適切な行為を働いたということである。

嚴重注意は指名停止に準ずる厳しい措置である。

○鈴木委員

業者から始末書や再発防止策など、報告を受けた上で嚴重注意したのか。

○契約課長

業者に来庁を促し、事情聴取するとともに顛末書の提出を求めた。顛末書の中に再発防止策も明記されており、深く反省していることが認められた。本件は刑事事件にはならなかったため、嚴重注意とした。

(4) 平成30年度低入札価格調査案件について
(6月～8月)

○契約課長

対象案件は保塚地域学習センター大規模改修工事、1件である。4者が申し込み、2者が辞退、応札した2者のうち1者が予定価格超過、1者が低入札調査価格未満の応札であったため、事情聴取した。

事情聴取では、安全管理や環境配慮改修などについて確認した。また、公契約条例適用案件なので、末端の労働者まで労働報酬下限額以上の賃金の支払いができるか、確認した。

(質疑なし)

(5) 暴力団等反社会的団体排除措置について

○契約課長

警視庁からの通報に基づき、除外措置とした。

入札参加除外措置理由としては、足立区暴力団等反社会的団体排除措置要綱第4号「入札参加有資格者又はその役員等が暴力団等との交際や会合に同席するなど社会的に非難されるべき関係を有しているとき」に該当する。

○鈴木委員

警視庁から通知があれば、区の立場としては排除措置を行わなければならないと思うが、逆に区側からこの業者は暴力団らしいと感じて照会した事例はあるのか。

○契約課長

最初の質問の回答であるが、足立区と警視庁で協定を結んでいる。これはひな形があって、23区同様の形式で協定を結んでいる。この協定に基づき、警視庁から通報があった場合には、排除処置を行うことが基本的な流れである。

次に、区側から警視庁に照会することについては、これまで照会したことはない。

○田中副会長

これまでは疑わしい業者がいなかったということか。

○契約課長

疑わしい業者が全く存在しなかったということではなく、実際に照会した事例はなかったということである。仮に疑わしい業者がいたとしても、区の入札に参加実績がなく関与していないのであれば、排除措置

する必要はないので照会しない。

連絡事項

○契約課長

次回の審議会の具体的な日程は未定であるが、12月以降の予定である。できるだけ早期に日程調整する。

○田中副会長

本日の審議会はこれまでとする。議事録は事務局で作成して、各委員に送付願いたい。委員全員が内容を確認したら、区長に提出したい。よろしいか。

ー全委員了承ー

○田中副会長

以上を持って平成30年度第2回足立区公契約等審議会を閉会する。円滑な議事進行にご協力をいただき感謝したい。